島根県建築工事契約数量試行要領

平成 23 年 9 月 6 日営第 392 号 平成 25 年 7 月 10 日営第 302 号

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県が発注する建築工事(総務部営繕課及び土木部建築住宅課が 所管するものに限る。)に係る契約数量の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定める ところによる。
 - 一 契約数量内訳書 契約変更の対象である旨を明示した内訳書のことをいい、建築工 事に係る設計図書として扱う。
 - 二 参考数量内訳書 建築工事積算数量公開要領(平成16年4月1日付け営第60号) に基づき公開する建築工事積算数量の内訳書のことをいい、建築工事に係る設計図書 として扱わない。
 - 三 契約数量 契約数量内訳書に記載された数量をいう。

(適用の材料)

第3条 契約数量の対象とする材料は、別表1(は)欄に掲げるものであって、同表(い)欄に掲げる工種の区分に応じて、同表(ろ)欄に掲げる箇所に使用するものとする。

(適用の対象)

- 第4条 契約数量の対象工事は、原則として次に掲げるものとする。
 - 一 請負対象額が1億5千万円以上であること。
 - 二 建設工事の種類が建築一式工事(新築、増築及び改築に限る。)であること。
 - 三 前条に規定する材料のいずれかを使用するものであること。
- 2 前項の請負対象額は、新築、増築及び改築に要する工事費の合計とする。

(実施の方法)

- 第5条 契約数量の実施にあたっては、現場説明書に契約数量の対象工事である旨を記載するとともに、現場説明書の別表として契約数量内訳書(様式1)を添付する。
- 2 契約数量内訳書には、対象材料の名称、規格・仕様及び積算数量並びに契約数量に係 る契約上の取り扱いについて記載する。

(積算数量)

第6条 契約数量は、契約数量内訳書を除く設計図書(以下、「設計図書(数量除く。)」と

いう。)から公共建築数量積算基準に基づき計測・計算した積算数量とする。

(契約数量に対する質疑)

第7条 入札参加者からの契約数量に対する質疑は、設計図書の内容に対する質疑として 扱い、その質疑回答書も設計図書の一部として扱う。

(契約数量の変更)

- 第8条 設計図書(数量除く。)の変更がない場合、契約数量は変更しない。ただし、契約後に疑義が生じ、発注者及び受注者の双方で設計図書(数量除く。)と契約数量が一致しないことが確認できた場合は、この限りではない。
- 2 設計図書(数量除く。)の変更があった場合及び前項ただし書の場合は、発注者が算出した積算数量を受注者が確認し、契約数量を変更する。

(施工確認)

- 第9条 契約数量の施工確認は、竣工検査時の設計図書(数量除く。)を満たす出来形の確認をもって行う。
- 2 受注者は、前条第2項により契約数量を変更した箇所の施工にあたり、原則、監督職員の立会いを求めることとする。ただし、監督職員の立会いが困難である場合にあっては、写真等により確認できるように管理することができる。

(附則)

- この要領は、平成23年9月6日以降に入札公告する工事に適用する。
- この要領は、平成25年7月10日以降に入札公告する工事に適用する。

別表1

(い)	(ろ)	(は)
工 種	適用箇所	対象材料
鉄筋	躯体	異形鉄筋 等
コンクリート	躯体	普通コンクリート 等
鉄骨	本体鉄骨(※)	形鋼、鋼板 等(ボルト等除く。)

※ 公共建築数量積算基準第4編第4章第1節に基づく柱、梁及びブレースをいい、附帯 鉄骨は含まない。

〇〇〇〇(建築)工事

現場説明書(別表) 契約数量内訳書

【契約数量内訳書の取扱いについて】

- ○契約数量内訳書には、材料名称、規格・仕様、積算数量に係る事項について掲載している。
- ○契約数量内訳書は、設計図書の一部であり、記載される数量は契約事項として位置付けられた契約数量である。
- ○契約数量内訳書に記載の契約数量は、契約数量内訳書を除く設計図書(以下「設計図書 (数量除く。)」という。)から公共建築数量積算基準に基づき計測・計算した数量である。
- ○入札参加者からの契約数量に対する質疑は、設計図書の内容に対する質疑であり、その 質疑回答書も設計図書の一部となる。
- ○設計図書(数量除く。)の変更がない場合、契約数量は変更しない。ただし、契約後に疑義が生じ、発注者及び受注者双方で設計図書(数量除く。)と契約数量が一致しないことが確認できた場合は、この限りではない。
- ○設計図書(数量除く。)の変更があった場合、発注者が算出した積算数量を受注者が確認 し、契約数量を変更する。
- ○契約数量の施工確認は、竣工検査時の設計図書(数量除く。)を満たす出来形の確認を持って行う。

【補足事項】

- ○「鉄筋」及び「鉄骨」の契約数量は、公共建築数量積算基準に基づく所要数量(定尺寸 法による切り無駄や、施工上やむを得ない損耗を含んだ数量)である。
- ○「鉄筋」及び「鉄骨」の契約数量には、梁貫通孔補強のための鉄筋及び鋼材は含まない。
- ○「コンクリート」の材料の規格・仕様における強度は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成22年版」6.1.4設計基準強度(Fc)の強度であり、6.4.5(b)構造体強度補正値(S)は含まない。
- ○出来形の確認方法は、完了時に確認できない部分については配筋検査、型枠検査、建方 検査などの際に行うものとする。